

企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入するとともに、国民年金の任意加入被保険者が国民年金基金に加入できることとするほか、企業年金制度等における加入者等の情報の収集、整理又は分析を的確に行うことにより給付が確実になされるようにすること。

第二 確定拠出年金法の一部改正

一 企業型年金加入者による掛金の拠出関係

1 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができるものとし、当該掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更するものとする。 (確定拠出年金法

第十九条関係)

2 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあつては、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の

方法その他その拠出に関する事項を規約に定めるものとし、当該規約においては、企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められているものとする。こと。（確定拠出年金法第三条及び第四条関係）

3 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。こと。（確定拠出年金法第二十一条の二関係）

4 企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもつて給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金を給与から控除することができるものとし、事業主は、企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならないものとする。こと。（確定拠出年金法第二十一条の三関係）

二 情報収集等業務の委託関係

1 事業主は、加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（以下「情報収集等業務」という。）

）の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるものとする。 （確定拠出年金法第四十八条の二関係）

2 企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、事業主からの委託を受けて、情報収集等業務を行うことができるものとする。 （確定拠出年金法第四十八条の三関係）

第三 厚生年金保険法の一部改正

一 厚生年金基金は、加入者等に関する記録等の情報の収集、整理又は分析を、企業年金連合会に委託することができるものとする。 （厚生年金保険法第三百三十条関係）

二 厚生労働大臣は、厚生年金基金又は企業年金連合会に対し、その支給する年金等に関して必要な情報の提供を行うものとする。 （厚生年金保険法第七十三条の二関係）

第四 国民年金法の一部改正

一 国民年金基金は、加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を、国民年金基金連合会に委託することができるものとする。 （国民年金法第二百二十八条関係）

二 厚生労働大臣は、国民年金基金又は国民年金基金連合会に対し、その支給する年金等に関して必要な

情報を提供することができるものとする。 (国民年金法第三百三十八条の二関係)

三 国民年金の任意加入被保険者が国民年金基金に加入できるものとする。 (国民年金法附則第五条

関係)

第五 確定給付企業年金法の一部改正

一 確定給付企業年金を実施する実施事業所の事業主及び企業年金基金 (二において「事業主等」という。) は、加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を、企業年金連合会に委託することができるものとする。 (確定給付企業年金法第九十三条関係)

二 厚生労働大臣は、事業主等又は企業年金連合会に対して、その支給する給付に関して必要な情報を提供することができるものとする。 (確定給付企業年金法第九十八条の二関係)

第六 その他

一 施行期日 (附則第一条関係)

この法律は、平成二十二年一月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。

1 第六の二 公布の日

2 第二の二、第三、第四の一及び二並びに第五 平成二十三年四月一日

3 第四の三 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 経過措置（附則第二条関係）

企業型年金を実施する事業主等は、この法律の施行の日前においても、企業型年金に係る規約の作成又は変更の承認の申請その他の必要な準備行為をすることができるものとする。

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。 （附則第三条から第六条関係）